

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年11月24日（令和3年（行個）諮問第229号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行個）答申第5152号）

事件名：本人に係る審査請求事件の乙号証等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人に係る審査請求事件（特定番号）について、令和3年特定日になされた決定書の甲号証，乙号証，丙号証について全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和3年6月11日付け東労発総個開第3-80号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

法14条7号柱書きにより不開示とされた箇所については，不開示の理由として，「開示することにより，当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である」としているが，以下の理由から該当しない。

「支障」や「おそれ」の判断には，個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と，客観的具体的に想定される当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して判断されるべきである（東京地判平成25年2月7日判例集未登載）。

本件では，非開示となることにより，会社側の従業員等の関係者から聴取した内容が不明となることから，被災者の労働時間，勤務内容などの事実を知ることが出来ず，労災の審査手続きにおいて適切な主張をすることが出来ず，審査請求人の知る権利が害される。審査請求人は長時間労働を理由に特定の疾病を発症し死亡した被災者について，労災審査中であり，

被災者が勤務していた状況について、人の生命・健康を保護するために公にすることが必要な情報であることから、開示される必要性が高いといえる。また、審査請求人が自ら不開示部分に係る情報を取得することは困難であることから、開示される必要性が高いといえる。不開示の理由として、「開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である」としているが、開示されることにより生じる不利益は、従業員等のプライバシー等の個人の利益であり、従業員等の氏名又はその氏名をうかがわせる箇所などの個人を特定できる事項を不開示にすれば保護されるものであり、その他の被災者の勤務内容等について不開示とする必要性は全くない。聴取内容について、全て非開示とされているが、開示されることにより生じる被聴取者の不利益は抽象的なものにすぎず、法的保護に値する蓋然性はない。

したがって、審査請求人の知る利益のほうが開示することにより生じる不利益よりも上回るため、「開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である」とはいえないことから、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年4月13日付け（同月14日受付）で、処分庁に対し、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和3年8月25日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表の文書番号5の①、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、25の③、26、27、28、34の①、35及び36の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名、印影、電話番号及び雇用契約に関する情報等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし

書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 別表の文書番号5の②、7の②、8の②、9の②、10の③、11の②、23の②、34の③及び36の①の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

- (ア) 別表の文書番号3、23の①、25の①、30及び36の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 別表の文書番号25の②及び34の③の不開示部分は当該法人の雇用及び業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (ウ) 別表の文書番号10の②及び34の②の不開示部分は、特定法人の電話番号である。当該電話番号は、当該法人の電話番号として公にされていないものであるため、これらの情報が開示された場合には、いたずらや偽計等により、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

別表の文書番号5の②、7の②、8の②、9の②、10の③、11の②、23の②、34の③及び36の①の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな負担を感じるといった影響が生じ、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、理由説明書の別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「不開示情報法第14条該当号」欄に「新たに開示する」と表示した情報については、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報は、同表中「不開示情報法第14条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である（理由説明書の別表は略）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 審議
- ④ 令和4年11月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は同号柱書きに該当するとして不開示とされた部分の開示を求めているものと解される。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番3ないし通番6及び通番8は、特定監督署の担当官が、審査請求人の死亡した子が勤務していた特定事業場又は同事業場が行う事業に係る本部運営会社の各職員から面接又は電話により聴取し、作成した聴取書に記録された担当官の質問内容又は聴取内容の各一部であり、これら文書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、それぞれ、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が新たに開示している情報と同様の内容であるか、若しくはそれから推認できる内容、又は一般的に知り得る情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1ないし通番7及び通番9は、聴取書に記録された担当官の質問内容又は聴取内容の各一部及び聴取内容についての調査復命書の「嗜好等」欄の引用部分、使用者申立書及び特定事業場から東京労働者災害補償保険審査官に対する回答文書に記載された同事業場側の提出資料に関する説明であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災保険給付請求者からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避し、また、当該事業場の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなどにより、若しくは、特定監督署が労災認定の調査に当たり関係者にどのような質問を行ったかという調査手法の一端が明らかになって、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番8は、聴取書に記録された担当官の質問内容の一部及び聴取内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持している部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
		当該部分	法14条各号該当性	通番		
3	乙第4号証（意見書）	1頁法人の印影	3号イ	—	—	
5	乙第10号証（調査復命書）	① 8頁組織図1段目2行目及び3段目右側枠内の氏名	2号	—	—	
		② 9頁「嗜好等」欄の右側上から3段目不開示部分	2号, 7号柱書き	1	—	
7	乙第12号証（聴取書）	① 1頁2行目, 4行目及び5行目の各不開示部分, 9行目20文字目ないし28文字目, 9頁19行目	2号	—	—	
		② 5頁14行目28文字目ないし15行目11文字目, 16行目ないし6頁1行目, 7頁12行目ないし8頁2行目, 8頁3行目3文字目ないし6行目, 12行目29文字目ないし16行目27文字目, 9頁12行目3文字目ないし18行目	2号, 7号柱書き	2	—	
8	乙第13号証（聴取書）	① 1頁2行目, 4行目及び5行目の各不開示部分, 10行目25文字目ないし最終文字, 4頁15行目16文字目ないし20文字目, 9行目不開示部分	2号	—	—	
		② 4頁10行目3文字目ないし14行目, 15行目3文字	2号, 7号柱書き	3	4頁15行目3文字目ないし17行目8文字目	

		目ないし18行目, 22行目15文字目 ないし5頁1行目2 文字目, 5頁4行目 3文字目ないし8行 目			
9	乙第14号証(聴 取書)	①1頁2行目, 4行 目及び5行目の各不 開示部分, 10行目 15文字目ないし1 8文字目, 16行目 2文字目ないし18 文字目, 30文字目 ないし17行目27 文字目, 2頁6行目 4文字目ないし最終 文字, 19行目1文 字目, 2文字目, 2 1行目26文字目, 27文字目, 7頁7 行目	2号	—	—
		②3頁5行目ないし 11行目, 4頁14 行目ないし15行 目, 5頁11行目3 文字目ないし17行 目, 6頁1行目ない し7行目, 8行目3 文字目ないし13行 目, 19行目3文字 目ないし21行目, 22行目3文字目な いし7頁6行目	2号, 7号柱 書き	4	5頁11行目3文 字目ないし27文 字目
10	乙第15号証(聴 取書)	①7行目不開示部分	2号	—	—
		②8行目法人の電話 番号	3号イ	—	—
		③10行目5文字目 ないし12行目, 1 3行目19文字目な いし14行目12文 字目, 15行目ない し16行目	2号, 7号柱 書き	5	10行目5文字目 ないし11行目9 文字目
11	乙第16号証(聴 取書)	①7行目20文字目 ないし最終文字	2号	—	—

		② 9行目2文字目ないし11行目, 12行目2文字目ないし30文字目, 17行目ないし18行目, 19行目2文字目ないし21行目	2号, 7号柱書き	6	17行目1文字目ないし28文字目
23	乙第82号証(使用者申立書)	① 1頁法人の印影	3号イ	—	—
		② 23頁24行目ないし26行目	2号, 7号柱書き	7	—
25	乙第88号証(社員雇用契約書)	① 1頁ないし4頁の各法人の印影	3号イ	—	—
		② 2頁2行目, 3行目, 7行目, 9行目ないし16行目, 4頁2行目, 3行目, 7行目, 9行目ないし16行目	3号イ	—	—
		③ ①及び②以外の不開示を維持する部分	2号	—	—
26	乙第89号証(特定医療機関A宛依頼書) 乙第90号証(同上医療機関医師意見書) 乙第91号証(同上医療機関の診療録)	4頁医師の署名及び印影	2号	—	—
27	乙第92号証(特定医療機関B宛依頼書) 乙第93号証(同上医療機関医師意見書) 乙第94号(同上医療機関の診療録)	6頁医師の署名及び印影	2号	—	—
28	乙第95号証(地方労災医員意見書)	1頁医師の署名及び印影, 2頁印影	2号	—	—
30	乙第97号証(診療報酬明細書)	1頁法人の印影	3号イ	—	—

34	丙第7号証（電話聴取書）	① 2行目, 3行目不 開示部分	2号	—	—
		② 4行目法人の電話 番号	3号イ	—	—
		③ 8行目3文字目な いし10行目, 11 行目3文字目ないし 13行目	2号, 3号 イ, 7 号柱書 き	8	8行目3文字目な いし9行目23文 字目
35	丙第8号証（物件 の提出について） 丙第9号証（回答 文書）	2頁氏名及び印影	2号	—	—
36	丙第10号証（物 件の提出につい て） 丙第11号証（回 答文書及び別紙ジ ャーナル2枚）	① 2頁8行目ないし 15行目	2号, 7号柱 書き	9	—
		② 2頁法人の印影	3号イ	—	—
		③ 3頁不開示部分, 5頁不開示部分	2号	—	—

- 注 1 審査請求人が開示を求める部分は、「通番」に記載のある部分である。
- 2 原処分において開示された部分及び諮問庁が新たに開示するとしている部分を除く。